

令和7年度青森県職員採用試験（大学卒業程度・社会人枠（秋期））公告

令和7年度青森県職員採用試験（大学卒業程度・社会人枠（秋期））を次のとおり実施するので、人事委員会規則6－15（職員の任用に関する規則）第10条の規定により公告する。

令和7年8月8日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

1 試験の種類及び程度

- (1) 種類 職員採用試験（大学卒業程度・社会人枠）
- (2) 程度 大学卒業程度

2 試験職種、採用予定人員及び職務の内容

試験職種	採用予定人員	職務の内容
行 政	5人程度	知事部局（本庁・出先機関）において、各種施策の企画立案、庶務・経理等の一般行政事務に従事する。
総 合 土 木	5人程度	県土整備部等の本庁又は出先機関において、道路・河川・港湾・空港・下水道等の整備に関する工事の設計・監督、維持管理、都市計画等の業務に従事する。
		農林水産部等の本庁又は出先機関において、農業農村整備、漁港漁場整備に関する工事の計画、設計、監督等の業務に従事する。
合 計	10人程度	

注1 各試験職種に係る専門知識や業務の経験を有していることを受験資格としており、採用後は上記の職務に即戦力として従事することから、自身の経験等を十分考慮して受験する職種を選択すること。

2 同時に2つの試験職種に申し込むことはできない。

3 申込受付期間終了後の試験職種の変更は認めない。

4 青森県職員採用試験（大学卒業程度・社会人枠（夏期））、青森県職員採用試験（大学卒業程度・通常枠）及び青森県職員採用試験（大学卒業程度・早期枠SPI方式）の受験申込者は、この試験に申し込むことができない。ただし、青森県職員採用試験（大学卒業程度・早期枠SPI方式）「病院運営」職の受験申込者（最終合格した者を除く。）については、この試験に申し込むことができる。

3 受験資格

(1) 次の二つの要件を満たす者で、活字印刷文による出題に対応できる者

- ① 昭和41年4月2日以降に生まれた者
- ② 民間企業等における職務経験を5年以上（令和7年4月末時点）有する者

(2) 次のいずれかに該当する者は受験できない。

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のうち以下に該当する者
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 青森県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 現に青森県職員（臨時又は非常勤職員を除く。）である者。なお、任期の定めのある職員については受験可能な場合もあるので、受付期間内に青森県人事委員会事務局に問い合わせること。

4 試験日、場所及び合格発表

試験	試験日		場 所		合 格 発 表	
			試験地	試験会場	発表日	発表方法
第1次試験	行政	9月17日(水)～30日(火)のうち受験者が選択する日	SPI3テストセンター(受験者が選択するリアル会場又はオンライン会場)		10月9日(木)(予定)	合格者に書面で通知するほか、合格者の受験番号を青森県庁及び県合同庁舎の掲示板に掲示する。また、青森県職員採用案内のホームページ上にも合格者の受験番号を掲示する。 (https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/j-kanri/saiyou.html)
	総合土木	9月28日(日)	青森市	青森県立青森工業高等学校		
第2次試験	11月15日(土)		青森市	青森県総合社会教育センター	12月4日(木)(予定)	

注1 SPI3テストセンターについて、リアル会場は、全国に設置された会場へ来場し、対面の監督のもとSPI3を受検するもので、オンライン会場は、自宅等で自らパソコンを用意し、オンラインで監督者と接続し、SPI3を受検するものである。

2 「行政」については、9月17日(水)に送信する「受検依頼メール」を受け取った後、第1次試験のSPI3を受検する日・会場を予約する必要がある。

3 災害等により緊急のお知らせがある場合は、青森県職員採用案内のホームページ「緊急情報等」ページに掲載する。(<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/j-kanri/shikentoujitsu.html>)

5 試験の種目及び内容

試験	種 目	内 容	
第1次試験	SPI3 (行政)	基礎能力検査	言語的能力や数的処理能力及び論理的思考力について検査を行う。
		性格検査	職務遂行に必要な適性について検査を行う。(検査結果は面接試験の参考資料として使用)
	専門試験 (総合土木)	試験職種に係る専門的知識及び能力について、択一式による筆記試験(マークシート方式)を行う。(30題、2時間) (出題分野 数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を含む。)、材料・施工)	
	アピールシート 試験 【受験申込時に提出】	①職務経歴シート これまでの民間企業等における職務経歴等について審査する。 ②アピールシート 職務経験における実績や成果、県職員としてどのように貢献できるか等について審査する。	
第2次試験	論文試験	一般的課題により職務の遂行に必要な識見、判断力、思考力等について記述試験を行う。(800字以内、1時間) (内容(論理性・思考力)、表現・国語力等を評価)	
	面接試験	人物について、グループワーク及び個別面接(プレゼンテーションを含む。)により試験を行う。 (思考力・表現力、協調性・社会性、使命感・責任感、積極性、課題認識力・経験学習力等を評価)	

	適性検査 (総合土木)	公務員としての適性について、作業検査法による検査を行う。
--	----------------	------------------------------

注1 第1次試験のアピールシート試験は、SPI3又は専門試験が合格基準に満たない場合、採点しない。

2 第1次試験のアピールシート試験で提出された「職務経歴シート」及び「アピールシート」は、第2次試験の参考資料としても使用する。

3 第2次試験の面接試験（プレゼンテーション）の実施方法等については、第1次試験合格通知書とともに知らせる。

6 アピールシート試験について

受験申込時に、「職務経歴シート」の提出及び「アピールシート」の入力が必要となる。

(1) 職務経歴シートについて

① 「職務経歴シート」を作成し、「青森県電子申請・届出システム」による受験申込時に提出すること。

② 作成は、手書きでもパソコンによる記入でもどちらでもかまわない。全ての項目を記入後、顔写真を貼付の上、PDF ファイルに変換して提出すること。

③ 「職務経歴シート」提出後に受験資格を満たしていないことが明らかになった場合は、失格となる場合がある。また、最終合格発表後、職務経歴期間の確認のため、前歴証明書等を提出させるので、事実と相違がないことを十分に確認の上、提出すること。

(2) アピールシートについて

① 所定の欄に、アピールシート課題への回答を入力すること。

② 「青森県電子申請・届出システム」は、一定時間（約180分）の画面遷移がないことでタイムアウトとなり、それまでの入力内容が無効となる場合がある。文面等をあらかじめ用意した上で入力を始めることを推奨する。

注 一旦提出した「職務経歴シート」及び「アピールシート」の内容変更や差し替えは、一切認めない。

7 配点

第 1 次試験			第 2 次試験			合計	
SPI 3 又は 専門試験	アピール シート試験	計	論文試験	面接試験			計
				グループワーク	個別面接		
50	50	100	50	150		200	
						300	

8 合格者の決定方法

(1) 第1次試験

合格者は、各試験種目の合計得点の高い順に決定する。ただし、第1次試験の各試験種目の得点が合格基準に達しない場合には、原則として不合格となる。

(2) 第2次試験

最終合格者は、第2次試験の各試験種目の合格基準を満たしている者について、第1次試験及び第2次試験の総合得点による順位で決定する。

9 受験申込方法、受付期間等

受験申込方法	青森県職員採用案内のホームページを経由して、「青森県電子申請・届出システム」にアクセスし、所定の事項を入力すること。具体的な手続方法については、青森県職員採用案内のホームページで確認すること。
--------	--

受 付 期 間	8月8日（金）午前8時30分から8月29日（金）午後5時15分までの間に、「青森県電子申請・届出システム」で受信したものに限り受け付ける。
職務経歴シートの提出及びアピールシートへの入力	受験申込みの際、「職務経歴シート」の提出及び「アピールシート」の入力が必要となる。
受 験 票 の 作 成	9月5日（金）に青森県職員採用案内のホームページに「受験番号一覧表」を掲載するので、掲載後速やかに確認し、所定の方法により「受験票」を作成すること。

注1 受験申込後、電話で内容確認をする場合がある。青森県人事委員会事務局(017-734-9829)から電話があった場合は、応答し、又は折り返し電話をすること。

2 インターネットによる申込みができない事情のある者は、8月13日（水）午後5時15分までに、青森県人事委員会事務局に連絡すること。

3 身体に障がいのある者で、車椅子の使用などの要望がある場合は、申込時に青森県人事委員会事務局に連絡すること。

10 採用候補者名簿の作成及び採用の方法

(1) 採用候補者名簿の作成

この試験の最終合格者は、青森県人事委員会が試験職種ごとに作成する採用候補者名簿に登載される。

(2) 採用の方法

青森県知事等各任命権者は、青森県人事委員会が提示する採用候補者名簿の中から採用者を内定する。

採用の時期は、令和8年4月1日の予定である。

採用候補者名簿の有効期間は、原則として名簿が確定した日から1年間である。

11 試験結果の情報提供

この試験の結果については、受験者本人からの口頭による申出に応じて本人に対して次のとおり情報提供する。受験者本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、マイナンバーカード等）を持参の上、午前8時30分から午後5時15分までの間に青森県人事委員会事務局へ直接申し出ること（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。）。

申出できる者	提供する情報	提供できる期間
第1次試験不合格者	第1次試験の試験種目別得点、総合得点、順位及び合格基準未満の試験種目	第1次試験合格発表の日から1週間
第2次試験受験者	第1次試験の試験種目別得点、総合得点及び順位、第2次試験の試験種目別得点及び合格基準未満の試験種目並びに最終総合得点及び最終順位	最終合格発表の日から1週間

注 合格基準未満の試験種目がある場合、順位又は最終順位はつかない。

12 採用時の処遇、初任給その他の給与

本試験は、役職者を採用する試験ではなく、採用時は一般職員として「主事」又は「技師」となる。

初任給は、令和7年4月採用の場合、大学卒業後に民間企業において10年の勤務経験を有する場合で249,700円程度、大学卒業後に民間企業において20年の勤務経験を有する場合で278,800円程度である。6月及び12月に期末・勤勉手当が支給されるほか、支給条件に応じて扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。

注 上記の初任給の金額は、勤務経験が職務に直接役立つものとして算定した場合のものである。